

「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の
在り方」答申(案)に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計5件)	
受付.	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
2	楽天コミュニケーションズ株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	西日本電信電話株式会社
5	KDDI株式会社

意見書

平成 30 年 8 月 22 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやく しゃちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

電話番号

電子メールアドレス

「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
第2章 長期増分費用方式の適用等 1. IP網への移行後を見据えた接続料算定 1. 1. IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用	答申案に賛同します。IP 網への移行後もメタル IP 電話への着信依存度は高く、接続料算定の適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要性は変わらないため、メタルIP電話においても非効率性の排除とともに公平性・透明性の確保が可能な長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式を引き続き適用すべきと考えます。
第2章 長期増分費用方式の適用等 1. IP網への移行後を見据えた接続料算定 1. 2. IP網への移行時の接続料算定に関する留意点	答申案に賛同します。IP 網への移行過程における接続ルートの切り替えは、全事業者一斉に行うことはできず順次行われることとなるため、事業者間公平性の観点から、移行前と移行後を同一ネットワークとみなしてモデル化し、単一の接続料を適用すべきと考えます。
第2章 長期増分費用方式の適用等 1. IP網への移行後を見据えた接続料算定 1. 3.	答申案に賛同します。メタル IP 電話とひかり電話はコアネットワークを共有することを踏まえると、LRIC モデルの適用範囲は、①現行モデル同様にコア局及び収容局とする、②収容局のみとする、③メタル IP 電話及びひかり電話を一体として適用範囲とする、の 3 案が想定され、どの案の可能性も排除せず検討を行うことが適当と考えますが、いずれの案を採る場合でも、コストが膨大と考えられるメタル収容装置については大きな課題であり、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。)は、早急にそのコスト内訳や見通しを示すべきと考えます。

<p>次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題</p>	
<p>第2章 長期増分費用方式の適用等</p> <p>1. IP網への移行後を見据えた接続料算定</p> <p>1.4. 事業者間協議における着信接続料の設定</p>	<p>答申案に賛同します。LRICモデルは、実態上他の接続事業者も接続料金のベンチマークとして用いていることから、事実上IP化が進行する市場の状況を反映したモデルとすべきであり、本来は次期の適用期間から改良IPモデルを適用することが適切と考えます。</p>
<p>第2章 長期増分費用方式の適用等</p> <p>2. 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用</p>	<p>接続事業者のネットワークにおいてIP化は着実に進んでいること及びNTT東西殿のネットワークにおいても、次期適用期間中には実際にIPベースの技術を用いた環境が実現することからも、次期適用期間は改良IPモデルを用いることがごく自然であり、「現行のネットワークの効率的なネットワークへの移行」が段階的である、という実状のみをもって、改良IPモデルの採用を時期尚早と結論づけることは適切ではないと考えます。LRIC方式が、「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いて接続料を算定する方式であることを踏まえれば、次期適用期間から、改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うことが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に最も適しているものと考えます。</p> <p>また、スタックテストについては、「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」の改定案に対する2018年7月23日付弊社意見書において述べている通り、スタックテスト全体としては基準を満たしていたとしても、異なる着信先間(例：PSTN発－PSTN着とPSTN発－ひかり電話着の間)で補完が行われた結果ではないか検証する観点から着信先ごとの内訳の別掲が必要であり、LRICモデル判断においても、それを踏まえた検証結果を用いるべきと考えます。</p> <p>なお、スタックテストをLRICにおける改良IPモデル適用可否の判断に用いるに当たっては、コスト構造が違う事業者でも競争できる指標とすべきと考えます。NTT東西殿のネットワークと接続事業者のネットワークでは、圧倒的な契約者数を誇るNTT東西殿に規模の経済が働くことから構成に違いが存在するため、NTT東西殿利用機能と接続事業者の実際の利用機能の差分を最小限にするような補正をかける等の検討が必要と考えます。</p>

	<p>以上のように LRIC モデル判断においてスタックテストを用いるに当たっては、着信先ごとの検証が行われていない点含めその検証方法に課題が存在するため、今後、接続料の算定に関する研究会において議論を尽くすことが必要と考えます。</p>
第 3 章 N T S コストの扱い	<p>「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」は NTS コストであること、2018 年 8 月時点でユニバーサルサービス料が 2 円/番号・月と十分低廉化していることから、当該コストについては本来の整理である基本料回収としていくことが適当と考えます。</p> <p>なお、答申案において、「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」の 100%を接続料に算入している現行の当面の措置について、「ユニバーサルサービス制度の検討の後に見直しを行うべき」と整理されていること及び今後のユニバーサルサービス制度の在り方について「総務省において早急に検討を進めることが求められる」と整理されていることから、まずユニバーサルサービス制度の在り方について早急に検討を進めることが必要と考えます。</p>
第 4 章 東西均一接続料の扱い	<p>本来、NTT 東西殿は別会社であり、コストも需要も別で発生していること、固定電話の移行先であるひかり電話は、当初より東西別で接続料設定されていること等を踏まえると、原則は東西別に接続料を設定することが適当と考えます。</p>
第 5 章 接続料算定に用いる 入力値の扱い	<p>答申案に賛同します。乖離幅の傾向は前回答申時と変わらないことから、現状の扱いを継続すべきと考えます。</p> <p>また、光ケーブルの経済的耐用年数については、2015 年に 7 年ぶりにデータの更新を行ったところ、約 2.5 年延びた実績があり、前回のデータ更新から一定の期間が経過していることから、平成 31 年度接続料において、光ケーブルの経済的耐用年数算定に用いるデータ更新を行うべきと考えます。</p>
第 6 章 P S T N 接続料と 光 I P 電話接続料 との関係	<p>次期適用期間については、PSTN が現状東西同一で接続料が設定されていることや、加重の仕方に議論が必要なこと等、課題が多く存在するため、加重平均を用いない、とした答申案に賛同します。</p> <p>次々期適用期間については、第 2 章 1. 3 に対する意見で述べたモデル適用範囲の議論と併せて検討を行うことが適当と考えます。</p>
第 8 章 今後の接続料算定 の在り方	<p>答申案で言及している、原価算定に PSTN を要素として使い続けることのデメリット並びに IP 化及び光化等の技術進展を踏まえた接続料低廉化の必要性について賛同します。これを踏まえ、次々期適用期間は当然 IP ベースの LRIC モデルを採用すべきと考えます。</p> <p>加えて、これらの指摘は、次々期モデル適用期間に限らず次期モデル適用期間に関しても当てはまるため、先述のとおり、本来次期適用期間から改良 IP モデルを用いるべきと考えます。</p>

以上

意見書

平成 30 年 8 月 22 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 158-0094

(ふりがな) とうきょうとちよだくくだんみなみ ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目 3 番 1 号

(ふりがな) らくてんこみゆにけーしょんず かぶしきがいしゃ

氏 名 楽天コミュニケーションズ株式会社

ひらい やすふみ

代表取締役会長兼社長 平井 康文

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」答申（案）に関し、意見提出の機会をいただき厚く御礼申し上げます。下記のとおり弊社意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

章	頁	意見
第2章 長期増分費用方式の適用等 1. IP網への移行後を見据えた接続料算定	19頁	<p>【答申案】</p> <p>1. 1. IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用 (3) 考え方 今後のIP網への移行における局面について、接続料算定における公平性・透明性の確保、公正な競争環境の確保の重要性に鑑みて、接続料算定において非効率性の排除とともに公平性・透明性の確保が可能な長期増分費用方式を適用することの意義は依然として変わらないと言える。</p> <p>【弊社意見】 答申案に賛同いたします。 長期増分費用方式（以下、LRIC方式といいます。）は、客観性、透明性に優れたLRICモデルを通じて算定されるものであり、NTT東西に対するコスト削減インセンティブ、競争環境を維持していく上でも重要な役割を果たしていることから、引き続き適用していくことが適当と考えます。</p>
	21頁	<p>【答申案】</p> <p>1. 2. IP網への移行時の接続料算定に関する留意点 (3) 考え方 IP網への移行過程において、(中略)個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用（接続料算定を長期増分費用方式により行う場合は、コストやトラヒックは合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を切替前後の両方に適用）する方法が考えられる。</p> <p>【弊社意見】 答申案に賛同いたします。</p>
	23頁	<p>【答申案】</p> <p>1. 3. 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題 (3) 考え方 IP網への移行後を見据えつつ、(中略)NTT東日本・西日本は、メタルIP電話で用いる設備の内容、メタルIP電話の接続料原価に相当する実際費用の見通し及びその内訳としてメタル收容装置のコスト見通しをできる限り早期に明確にしていくことが求められる。</p> <p>【弊社意見】 NTT東日本・西日本に対して、メタル收容装置のコスト見通しをできる限り早期に明確にするこ</p>

		とを求める、答申案に賛同いたします。
2. 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用	37 頁	<p>【答申案】</p> <p>(5) 考え方</p> <p>次期適用期間における接続料の算定は、まずは改良 P S T N モデルによりこれを行うこととする。</p> <p>(中略) 仮に、改良 P S T N モデルによって算定する接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合(指針に基づき行う N T T 東日本・西日本の検証結果の報告を受ける総務省において、利用者料金水準と接続料水準の関係が指針の基準を満たしていないと認めた場合。)には、それに代えて、改良 P S T N モデルと改良 I P モデルの組み合わせ(4対1等)へ移行の段階を進めることにより、そういった事態を回避することとする。</p> <p>【弊社意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通常用いることができる」、「高度で新しい電気通信技術」等の基本的事項を満たしていること、接続料水準の上昇に伴い、接続事業者が提供するサービスの継続性が厳しくなっていることから、改良 IP モデルにより接続料算定を行うべきであると考えます。 ・改良 PSTN モデルにより接続料算定を行うこととする際には、接続料水準の上昇に伴い、貴省指針に基づくスタックテストの検証に耐えられない場合、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせを以って接続料算定を行うべきとありますが、利用者料金収入と比較の対象にある接続料等総額には NGN 接続料等が含まれていることから、組み合わせを以って接続料算定を行うべき判断には、この点を留意すべきと考えます。
第3章 N T S コストの扱い 2. 平成 31 年度以降の接続料算定における N T S コストの扱い	49 頁	<p>【答申案】</p> <p>(2) 考え方</p> <p>ア 次期適用期間における N T S コストの扱い</p> <p>き線点 R T - G C 間伝送路コストはあくまでも N T S コストであり、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。(中略)ユニバーサルサービス制度の検討の後に、現行の当面の措置(き線点 R T - G C 間伝送路コストの 100%を接続料に算入)について、見直しを行うべきである。</p> <p>【弊社意見】</p> <p>き線点 R T - G C 間伝送路コストは、接続事業者にとって重い負担となっている現状、原則どおり基本料原価で負担すべきと考えます。「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」で提言のとおり、ユニバーサルサービス制度の検討の後に、見直しを検討いただきたく存じ上げます。</p>
第4章 東西均一接続料の扱い	54 頁	<p>【答申案】</p> <p>(2) 考え方</p> <p>(次期適用期間における東西均一接続料の扱い)</p>

		<p>NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。これについて、今般、改良PSTNモデルの採用に伴い東西別の接続料に是正することは、負担の変動が著しく大きいため現実的ではない</p> <p>【弊社意見】 PSTNマイグレーションの進展に伴い、光IP電話サービスの契約数は更に増え続けていくことと見込まれますので、市場動向を注視の上、適時に東西別接続料の設定要否について検討を行うべきと考えます。</p>
第5章 接続料算定に用いる入力値の扱い	61 頁	<p>【答申案】 (2) 考え方 ア 通信量の扱い 平成31年度以降の接続料算定においては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。</p> <p>【弊社意見】 答申案に賛同いたします。</p>
第6章 PSTN接続料と光IP電話接続料との関係	65 頁	<p>【答申案】 2. 加重平均方式の導入について (2) 考え方 ア 次期適用期間における光IP電話接続料との関係 依然として、PSTNと光IP電話とはそれぞれ異なるネットワークであり、設備構成や機能等に差異がある。それら状況を踏まえ、平成31年度以降の接続料算定においても、PSTN接続料と光IP電話接続料の双方の加重平均値を接続料として適用することは行わないことが適当である。</p> <p>【弊社意見】 答申案に賛同いたします。PSTNと光IP電話との間の接続料算定方式、設備構成、サービス等の差異が十分に比較考慮された上で、加重平均値の接続料を適用すべきと考えます。</p>
第7章 新たな算定方法の適用期間	67 頁	<p>【答申案】 (2) 考え方 平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は3年間とすることが適当である。</p> <p>【弊社意見】 適用期間は3年間とする答申案に賛同いたします。</p>

以上

意見書

東経企営第18-00084号
平成30年8月22日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう

代表取締役社長 井上 福造

「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」
の答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

■ 総論

当社意見

1. 固定電話（PSTN）の市場環境を踏まえ、接続料規制は撤廃すべき

- ✓ 市場環境・競争環境は変化しており、固定電話（PSTN）市場は縮小の一途。
- ✓ PSTNの接続料水準を抑制するための規制は撤廃し、ICT社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべき。

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動体通信の高速ブロードバンド化の進展、SNS市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。

特に携帯電話ユーザが約1.7億に拡大し、固定電話（PSTN）ユーザの約8倍ものユーザが利用していることに加え、音声定額サービスの登場、Skype、LINE等、これまで主に通信事業者が提供してきた音声通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供できるようになっている等、音声通話サービスを提供する通信事業者がNTT1社のみであった時代とは大きく状況が変わってきています。

その結果、音声通信サービスの総トラヒックは、長期増分費用方式（以下、LRIC方式）が初めて導入された2000年度には約70億時間であったものが、2016年度には約33億時間と▲50%以上も減少し、音声通信サービスに占める固定電話（加入電話、ISDN、CATV電話）の割合は通信回数では30%を下回り、通信時間では20%を下回る状況となっています。

また、通信事業者の事業構造に着目してみても、携帯電話・IP電話等のサービスが多様化した現在において、通信事業者は自らネットワークを構築してトータルで独自にサービスを提供しており、当社のPSTNを利用して他事業者が中継電話サービスの料金を競い合っていた時代とは競争環境が大きく変化しております。

更に、KDDI殿は2016年6月30日をもって直収電話サービス（メタルプラス電話）を終了、九州通信ネットワーク殿は2018年3月31日にマイラインサービスを終了する等、メタル回線を利用する固定電話（PSTN）市場は縮小しており、このような市場環境・競争環境の変化に応じる形で、KDDI殿は無線技術を用いたサービス（ホームプラス電話）を提供し、ソフトバンク殿も2017年7月5日より無線技術を用いたサービス（うちの電話）の提供を開始する等、IP電話サービスや無線を用いた代替サービスへの移行が進展している状況を踏まえると、今後も当社のPSTNへの依存度はますます縮小していくことから、PSTNの接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響はますます小さくなっていきます。

したがって、このような市場環境・競争環境の変化を踏まえると、PSTNの接続料水準を抑制するための規制を撤廃し、むしろICT社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべきと考えます。

当社意見

2. 直ちに規制撤廃が困難だとしても、実績原価方式を適用すべき

- ✓ L R I C方式で算定した接続料原価は、実績原価と比較して依然として大幅に乖離しており、公正妥当な水準とは言い難いため、直ちに規制撤廃が困難だとしても、実績原価方式を適用すべき。
- ✓ まして、改良 I Pモデルは G C接続機能等の算定ができないことや現実に存在しない装置を用いる等、合理性・妥当性を欠くものであり、一部であったとしても適用することは不適切。

電気通信事業法第33条第4項2号において、接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの」と規定されていますが、L R I C方式によって算定された接続料原価は、実績原価と比較して依然として大幅に乖離しています。

このような乖離は電気通信事業法第33条第4項2号に鑑みて「公正妥当な」水準とは言えず、L R I C方式がコストベンチマークとしての機能を果たしていないことは明らかです。

また、L R I C方式の適用意義とされている非効率性の排除、透明性や公平性の確保は、以下の理由より、実績原価方式を採用した場合でも十分に担保できることから、L R I C方式の採否とは直接関係がないと考えます。

- ・ 当社は、P S T Nサービスにおいて継続的に効率化（L R I C方式導入当初（2000年度）から2017年度までに、東西計で約1兆円のコストを削減）を図っており、効率化の効果は当社の業績に直接反映されることから、引き続きP S T Nサービスの効率化には取り組むこと
- ・ 実績原価方式に見直したとしても、第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づく接続会計報告書の公表や接続料申請時における詳細な算定根拠等の開示、接続事業者への説明会の開催等を通じて、透明性や公平性は十分に確保できること

したがって、当社としてはP S T Nの接続料に対する接続料規制の撤廃が直ちに困難だとしても、P S T N以外の接続料算定において通常用いられる実績原価方式によってP S T Nの接続料を算定すべきと考えます。

上述のとおり、当社としては、L R I C方式自体を適用すべきでないと考えていますが、特に、改良 I Pモデルについては、

- ・ 改良 I Pモデルは、現にP S T Nで提供されている全ての機能の接続料算定に対応できない、特に、基本的な機能である G C接続機能等

の接続料さえ算定できないこと

- ・ 改良 I P モデルで採用されている音声収容装置は、既に他事業者が提供終了したサービスで用いていた装置であり、既にメーカーが生産を終了しているため、現在調達不可能で、当社の効率化に向けたベンチマークとなりえない装置であること
- ・ 改良 I P モデルで採用されている音声収容装置は、光回線に対応したインタフェースを持つとみなされているが、そのような装置は現実には存在しないこと
- ・ 現行の P S T N モデルにおいても実績原価に対して数百億円規模の乖離がある中、更に乖離幅を広げる改良 I P モデルの導入は、設備構築事業者にとって到底コストベンチマークとなり得ないこと

といった構造的な課題が存在するモデルであることから、その適用に合理性や妥当性がなく、たとえ一部であっても P S T N 接続料の算定に用いることは不適切であると考えます。

当社意見

3. 次々期以降の接続料算定の在り方は、PSTNからIP網への移行後の市場環境を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で議論すべき

- ✓ 現在、事業者間でIP網への円滑な移行について、まさに検討を進めているところであり、IP網移行後は競争環境や利用状況が大きく変動することに加え、広く普及した技術を用いるIP網は他事業者も構築していることから、当社の接続料水準を検証可能となることを踏まえれば、LRIC方式による接続料算定を義務づける意義はさらに乏しくなる。
- ✓ 既存の規制の延長線上で当社に非対称規制を課し続けることは、業界全体に不要なコストを課すことになるだけでなく、最適解に向けた創意工夫の機会を奪うことにもなりかねない。
- ✓ IP網への移行後の市場環境を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で、接続料規制の撤廃も含め議論すべき。

PSTNからIP網への円滑な移行に向け、「事業者間意識合わせの場」において、現行の接続構成や精算方式を前提とするだけでなく、市場環境の変化を踏まえ、IP網移行後の接続構成やビル&キープ等を含めた様々な接続料の精算方式等についての議論が行われています。

PSTNからIP網へ移行した後は、

- ・ マイラインサービスの廃止や固定電話発着携帯電話着通話の利用者料金設定権の見直しにより、接続事業者がNTT東西へPSTN接続料を支払うトラヒックが大幅に減少すること
- ・ それ以外のトラヒックについても、対称・対等な関係になる発着二事業者が互いに接続料を支払い合うため、固定事業者間の接続料支払いは相殺されること
- ・ 双方向番号ポータビリティの実現にあたって、PSTNからIP網への移行の趣旨を踏まえ、コストミニマムな実現方法とする観点から、NTT東西のPSTN番号以外の番号はNTT東西のメタルIP電話にポートインしないこと
- ・ 引き続きPSTNサービスの利用者が減少していくこと

といった競争環境や利用状況が変動することを踏まえれば、PSTNの接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響は、ますます小さくなっていくと想定されます。

また、広く普及した技術を用いるIP網は他事業者も構築しています。PSTNからIP網へ移行した後は、他事業者においても当社のIP網の接続料水準の検証が可能となるため、LRIC方式の適用の意義とされている透明性の確保や非効率性の排除等の観点からも、当社にLRIC方式による接続料算定を義務づける意義は更に失われるものと考えております。

したがって、当社のPSTNのみに非対称規制を課すような環境ではなくなることは明らかであると考えます。

そうした中、仮に、既存の規制の延長線上で当社に非対称規制を課し続けた場合、当社以外の事業者との間では不要となる可能性がある複雑な事業者間精算の仕組みを導入することを強いることとなり、その結果、業界全体に不要なコストを課すことになるだけでなく、最適解に向けた創意工夫の機会を奪うことにもなりかねないため、適切でないと考えます。

前回の答申（「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方＜平成27年2月9日付け諮問第1221号＞答申」）では、「今後の見直しの方向性（1）音声通信に係る接続料制度の見直しについて」として、

「NTT東西のPSTNを含めた固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ている。」

「固定電話網及び携帯電話網にビル&キープ方式や長期増分費用方式を導入することについても検討するなど、音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当である。」

との考え方が示されていたことは、上述の環境変化を踏まえたものであったと考えますが、今回の答申案を検討する過程では、そうした議論が尽くされるには至らず、PSTNの接続料水準の抑制に主眼を置いた議論となっていたと認識しております。

当社としては、改めて、音声通信に係る接続料制度全体の在り方について議論し、接続料規制を撤廃（少なくともLRIC方式による接続料算定を廃止）していただきたいと考えます。その際には、PSTNからIP網への移行後を見据えて、業界全体で議論している事業者間精算等に係る議論の内容を、総務省においても十分に尊重していただきたいと考えます。

■意見詳細

頁	該当箇所	当社意見
P31	<p>第2章 長期増分費用方式の適用等</p> <p>2. 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用</p> <p>(3) 主な意見</p> <p>平成31年度以降の接続料算定に用いる長期増分費用モデルについて、NTT東日本・西日本からは、次のとおり、改良IPモデルは適用すべきでないとの意見が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良IPモデルは、GC接続がモデル化されておらず、コスト算定できない等の理由から適用すべきでない。また、実際のネットワークがIP網へ移行する前から、接続料算定方式をIP網へ移行させるのは無理がある。 	<p>当社は、接続政策委員会（第34回）の事業者ヒアリングにおいて、次期適用期間における接続料算定方式に関し、『複数の接続形態が並存し得る期間』ではないことから、IPモデルの採用可能性について、『複数の接続形態が並存し得る期間における対処の必要性』という観点から議論することは適切でないと考えます。」との主張をしたものであり、当社主張を正確に記載していただくため、以下のとおり修正していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良IPモデルは、GC接続がモデル化されておらず、コスト算定できない等の理由から適用すべきでない。また、次期適用期間は、PSTNのIP接続開始前であるため、PSTNにおいて複数の接続形態は並存していないことから、複数の接続形態が並存し得る期間における対処の必要性の観点から改良IPモデルの適用可能性を検討することは不適切。

頁	該当箇所	当社意見
P37 ～ P38	<p>(5) 考え方 (次期適用期間における接続料算定で用いるモデル)</p> <p>ネットワークの費用負担は、ネットワークの効率的な構築や利用を念頭に、余計なコストを負担するものとならないようにすることが適切である。</p> <p>長期増分費用方式は、そのような考え方から「高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して接続料を算定する方式である。よって、当該方式の適用に当たっては、現在の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにとらわれず、現在想定できる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定することが制度の趣旨に適っていることになる。そういった見地からは、長期増分費用方式の適用に当たっては、モデル研究会で新たに策定された改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うこととするのは、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適っていると言える。</p>	<p>LRIC方式は、第一種指定電気通信設備の接続料算定に用いられる算定方式の選択肢の一つに過ぎず、将来原価方式や実績原価方式といった他の接続料算定方式においても、公正競争や透明性・公平性の確保、非効率性の排除は可能です。</p> <p>まして、改良IPモデルは現に提供している接続機能の算定に対応できない等の構造的な課題があるモデルであり、仮に一部であっても改良IPモデルを用いて算定することは、当社の接続料における原価算定を著しく歪なものとするため、改良IPモデルを用いて算定された接続料を適用することは不適切であると考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P38 ～ P39	<p>そのため、IP網を前提とした算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良PSTNモデルを使うが、仮に、改良PSTNモデルによって算定する接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合（指針に基づき行うNTT東日本・西日本の検証結果の報告を受ける総務省において、利用者料金の水準と接続料の水準の関係が指針の基準を満たしていないと認めた場合。）には、それに代えて、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）へ移行の段階を進めることにより、そういった事態を回避することとする。</p> <p>なお、指針に基づくスタックテストの検証方法については、価格圧搾が構造上あり得る事態を回避するという趣旨に照らして改善すべき点がないか、総務省において検討を行う必要がある。</p>	<p>スタックテストの検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に相応しくないと考えます。</p> <p>そのため、加入電話・ISDN通話料については、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、速やかにスタックテストの検証対象から除外すべきと考えます。</p> <p>仮に、スタックテストの検証対象とされ、利用者料金による収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、当社としては、「不当な競争を引き起こさないと考えた理由」を提示する考えです。その上で、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において競合事業者のサービス提供状況等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠（不当な競争を引き起こすものとならない具体的な差分の額を含む）をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>当社は、その具体的な差分の額を調整するために必要な措置として、利用者料金又は接続料等の水準を調整することになると考えますが、接続料等の水準を調整する場合に、構造的な課題が存在する改良IPモデルとの組み合わせを行うことは当社の原価算定を著しく歪なものとするものであり、不適切であると考えます。</p> <p>したがって、当社としては、改良IPモデルを用いることはせず、その他の方法により対応を行う考えです。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P39 ～ P40	<p>(モデルの組み合わせ方法)</p> <p>そのため、この場合の接続料は、G C接続やI C接続といった通信形態ごとを接続料の単位とし、両モデルにおける対応設備に係る原価を需要で除した単位当たりコストの合計に比率(例えば4対1の場合、改良P S T Nモデルは0.8、改良I Pモデルは0.2)を乗じて求めた値を合計して算定することを基本とする(図表19)。</p> <p>(中略)</p> <p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルの組み合わせによって接続料を設定する場合の接続料単位の扱い等、制度上の考え方については、総務省において制度整備を進める際に改めて示される必要がある。</p>	<p>当社として、改良I Pモデルとの組み合わせを行う考えはありませんが、仮にスタックテストの検証結果が営業費19.9%であった場合において、総務省が営業費20%を確保すべきとしたときには、接続料原価を約1.5億円相当引き下げる必要があるところ、改良P S T Nモデルと改良I Pモデルを最低限組み合わせた場合(4対1)であっても、接続料原価を約80億円相当引き下げることとなり、著しく過大な対応となってしまうため、およそ適切な制度とは言えないものと考えます。本来、こうした具体的な対応方法については、当社に委ねられるべきであり、総務省において、モデルの組み合わせ等の方法を指定することは適切でないと考えます。</p> <p>加えて、接続料制度の整備にあたっては、公正な競争環境の維持はもとより、関係する事業者への影響についても詳細な検討がなされて然るべきところですが、今回は、上述した影響の検証・確認は一切行われておらず、制度の整備に向けた検討としては適切でないと考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P39 ～ P40	<p>(モデルの組み合わせ方法)</p> <p>そのため、この場合の接続料は、G C接続やI C接続といった通信形態ごとを接続料の単位とし、両モデルにおける対応設備に係る原価を需要で除した単位当たりコストの合計に比率(例えば4対1の場合、改良P S T Nモデルは0.8、改良I Pモデルは0.2)を乗じて求めた値を合計して算定することを基本とする(図表19)。</p> <p>(中略)</p> <p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルの組み合わせによって接続料を設定する場合の接続料単位の扱い等、制度上の考え方については、総務省において制度整備を進める際に改めて示される必要がある。</p>	<p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルは、通信形態が同じであっても機能ごとの経由回数が異なります。</p> <p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルの組み合わせによって設定された接続料を用いて精算を行う場合は、毎月それぞれのモデルにおける機能ごとの経由回数をカウントした上で、それぞれのモデルにおける組み合わせ比率を乗じ、それを足し合わせた回数に接続料を乗じることとなります。</p> <p>実際にこのような精算を行うとしても、弊社において精算システムに追加開発が必要になる等、新たな費用が発生します。また、他事業者においても請求額の照合を可能とするための新たなシステム開発や確認作業等に相当の稼働が追加で必要となるなど、混乱が生じるものと考えます。</p> <p>このような点からも、改良P S T Nモデルと改良I Pモデルとの組み合わせを行うことは不適切と考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P49 ～ P51	<p>第3章 NTSコストの扱い</p> <p>2. 平成31年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い</p> <p>(2) 考え方</p> <p>ア 次期適用期間におけるNTSコストの扱い (次期適用期間におけるNTSコストの扱い)</p> <p>次期適用期間においても通信量の減少が見込まれる中、通信量の増減に感応しないNTSコストを接続料原価に含めることは、接続料水準の上昇の主な要因の1つであると考えられる。き線点RT-GC間伝送路コストはあくまでもNTSコストであり、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。これについては、「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」で提言されているユニバーサルサービス制度の検討の後に、現行の当面の措置（き線点RT-GC間伝送路コストの100%を接続料に算入）について、見直しを行うべきである。</p>	<p>き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価に算入した経緯を踏まえると、当該コストを接続料原価より控除することを目的に、ユニバーサルサービス基金制度の見直しを行うためには、社会的なコンセンサスを得る必要があり、直ちに見直すことは容易ではないと考えます。仮に見直しを検討するのであればNTSコストが回収可能となることを前提に、ユニバーサルサービスの検討と現行の当面の措置の見直しについて一体的に検討すべきと考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P61 ～ P63	<p>第5章 接続料算定に用いる入力値の扱い</p> <p>2. 平成31年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い</p> <p>(2) 考え方</p> <p>ア 通信量の扱い</p> <p>「a. 予測値と実績値の乖離幅」については、予測方法「②前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用」が、通信時間及び通信回数ともに予測方法③よりも小さく、予測方法①と比較的近い乖離幅の振幅となっている。</p> <p>また、「b. 当年度通信量との乖離幅」については、予測方法「②前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用」が、通信時間及び通信回数ともに予測方法①よりも小さく、予測方法③よりも大きい乖離幅の水準となっている。</p> <p>3つの予測方法に関して乖離幅の傾向は前回答申時と変わらないことから、平成31年度以降の接続料算定においては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。</p>	<p>「当年度通信量実績」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当年度予測通信量」と比較して、 乖離幅：－1.6～1.8% (G C経由時間における2014年度～2016年度)、 ・「前年度下期と当年度上期の予測通信量」と比較して、 乖離幅：6.0～8.8% (G C経由時間における2014年度～2016年度) <p>となっております。</p> <p>答申(案)で示された「前年度下期と当年度上期の予測通信量」を用いることで、接続料適用年度の適正な需要を用いた接続料算定とならず、「適用年度の予測通信量」を用いた場合と比較して、東西計で約80億円(2016年度)の接続料原価に乖離が発生しています。</p> <p>本来、接続料については、適用年度に要したコストを適切に回収するものであるという観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定することが適切であると考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P63	<p>イ その他の入力値の扱い</p> <p>現行の接続料算定における通信量以外を入力値の扱いについては、可能な限り最新のデータを用いることが原則であり、ヒアリング等においても、この点について何らかの見直し等を求める意見は示されなかったこともあり、その運用に、特段の問題点は認められない。</p>	<p>当社からは接続政策委員会（第32回）の事業者ヒアリングにおいて、第6次モデルで採用されたPSTNからIP網への移行の進展を踏まえた償却済み比率を用いた補正について、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れないものと意見提起しており、当社としては、償却済み比率を用いた補正は速やかに取り止めるべきと考えます。</p>
P70	<p>第8章 今後の接続料算定の在り方</p> <p>次々期適用期間以降の固定電話に係る接続料について、仮にその原価の算定においてIP網のみをベースとせずPSTNの要素を使い続けるのであれば、接続料を支払う接続事業者にとっては、より大きな費用負担となる。接続事業者自身がいかに自網のIP化によって効率化を図っても、それによっては、その費用負担は変わらない。PSTN接続料は、通信量の減少に伴い、今後も上昇を続ける可能性があり、接続事業者の費用負担は今後さらに増大していくことが想定される。その中では、ネットワークのIP化や光化等によるさらなる効率化へのインセンティブが十分に働かないおそれがある。これは、接続料の算定に当たってPSTNを要素として使い続ける場合のデメリットであり、留意する必要がある。</p>	<p>効率化の効果は当社の業績に直接反映されることから、効率化へのインセンティブは十分働く仕組みとなっています。現に当社は、効率的な事業運営を実施していくため、これまでも自らPSTNのコスト削減に取り組んできたところであり、今後はPSTNからIP網への移行を行うとしています。</p> <p>IP網への移行にあたっては、加入者交換機等を活用することとしたところですが、これは当社において効率化へのインセンティブが十分に働かないからではなく、現在のお客様の利用環境に極力影響させないよう、利用者利便確保の観点から判断したものです。</p>

意見書

西 企 営 第 8 0 号
平成 3 0 年 8 月 2 2 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう ぼん ごう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」
の答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

当社意見

1. 固定電話（PSTN）の市場環境を踏まえ、接続料規制は撤廃すべき

- ✓ 市場環境・競争環境は変化しており、固定電話（PSTN）市場は縮小の一途。
- ✓ PSTNの接続料水準を抑制するための規制は撤廃し、ICT社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべき。

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動体通信の高速ブロードバンド化の進展、SNS市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。

特に携帯電話ユーザが約1.7億に拡大し、固定電話（PSTN）ユーザの約8倍ものユーザが利用していることに加え、音声定額サービスの登場、Skype、LINE等、これまで主に通信事業者が提供してきた音声通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供できるようになっている等、音声通話サービスを提供する通信事業者がNTT1社のみであった時代とは大きく状況が変わってきています。

その結果、音声通信サービスの総トラヒックは、長期増分費用方式（以下、LRIC方式）が初めて導入された2000年度には約70億時間であったものが、2016年度には約33億時間と▲50%以上も減少し、音声通信サービスに占める固定電話（加入電話、ISDN、CATV電話）の割合は通信回数では30%を下回り、通信時間では20%を下回る状況となっています。

また、通信事業者の事業構造に着目してみても、携帯電話・IP電話等のサービスが多様化した現在において、通信事業者は自らネットワークを構築してトータルで独自にサービスを提供しており、当社のPSTNを利用して他事業者が中継電話サービスの料金を競い合っていた時代とは競争環境が大きく変化しております。

更に、KDDI殿は2016年6月30日をもって直収電話サービス（メタルプラス電話）を終了、九州通信ネットワーク殿は2018年3月31日にマイラインサービスを終了する等、メタル回線を利用する固定電話（PSTN）市場は縮小しており、このような市場環境・競争環境の変化に応じる形で、KDDI殿は無線技術を用いたサービス（ホームプラス電話）を提供し、ソフトバンク殿も2017年7月5日より無線技術を用いたサービス（うちの電話）の提供を開始する等、IP電話サービスや無線を用いた代替サービスへの移行が進展している状況を踏まえると、今後も当社のPSTNへの依存度はますます縮小していくことから、PSTNの接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響はますます小さくなっていきます。

したがって、このような市場環境・競争環境の変化を踏まえると、PSTNの接続料水準を抑制するための規制を撤廃し、むしろICT社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべきと考えます。

当社意見

2. 直ちに規制撤廃が困難だとしても、実績原価方式を適用すべき

- ✓ L R I C方式で算定した接続料原価は、実績原価と比較して依然として大幅に乖離しており、公正妥当な水準とは言い難いため、直ちに規制撤廃が困難だとしても、実績原価方式を適用すべき。
- ✓ まして、改良 I Pモデルは G C接続機能等の算定ができないことや現実に存在しない装置を用いる等、合理性・妥当性を欠くものであり、一部であったとしても適用することは不適切。

電気通信事業法第33条第4項2号において、接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの」と規定されていますが、L R I C方式によって算定された接続料原価は、実績原価と比較して依然として大幅に乖離しています。

このような乖離は電気通信事業法第33条第4項2号に鑑みて「公正妥当な」水準とは言えず、L R I C方式がコストベンチマークとしての機能を果たしていないことは明らかです。

また、L R I C方式の適用意義とされている非効率性の排除、透明性や公平性の確保は、以下の理由より、実績原価方式を採用した場合でも十分に担保できることから、L R I C方式の採否とは直接関係がないと考えます。

- ・ 当社は、P S T Nサービスにおいて継続的に効率化（L R I C方式導入当初（2000年度）から2017年度までに、東西計で約1兆円のコストを削減）を図っており、効率化の効果は当社の業績に直接反映されることから、引き続きP S T Nサービスの効率化には取り組むこと
- ・ 実績原価方式に見直したとしても、第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づく接続会計報告書の公表や接続料申請時における詳細な算定根拠等の開示、接続事業者への説明会の開催等を通じて、透明性や公平性は十分に確保できること

したがって、当社としてはP S T Nの接続料に対する接続料規制の撤廃が直ちに困難だとしても、P S T N以外の接続料算定において通常用いられる実績原価方式によってP S T Nの接続料を算定すべきと考えます。

上述のとおり、当社としては、L R I C方式自体を適用すべきでないと考えていますが、特に、改良 I Pモデルについては、

- ・ 改良 I Pモデルは、現にP S T Nで提供されている全ての機能の接続料算定に対応できない、特に、基本的な機能である G C接続機能等

の接続料さえ算定できないこと

- ・ 改良 I P モデルで採用されている音声収容装置は、既に他事業者が提供終了したサービスで用いていた装置であり、既にメーカーが生産を終了しているため、現在調達不可能で、当社の効率化に向けたベンチマークとなりえない装置であること
- ・ 改良 I P モデルで採用されている音声収容装置は、光回線に対応したインタフェースを持つとみなされているが、そのような装置は現実には存在しないこと
- ・ 現行の P S T N モデルにおいても実績原価に対して数百億円規模の乖離がある中、更に乖離幅を広げる改良 I P モデルの導入は、設備構築事業者にとって到底コストベンチマークとなり得ないこと

といった構造的な課題が存在するモデルであることから、その適用に合理性や妥当性がなく、たとえ一部であっても P S T N 接続料の算定に用いることは不適切であると考えます。

当社意見

3. 次々期以降の接続料算定の在り方は、PSTNからIP網への移行後の市場環境を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で議論すべき

- ✓ 現在、事業者間でIP網への円滑な移行について、まさに検討を進めているところであり、IP網移行後は競争環境や利用状況が大きく変動することに加え、広く普及した技術を用いるIP網は他事業者も構築していることから、当社の接続料水準を検証可能となることを踏まえれば、LRIC方式による接続料算定を義務づける意義はさらに乏しくなる。
- ✓ 既存の規制の延長線上で当社に非対称規制を課し続けることは、業界全体に不要なコストを課すことになるだけでなく、最適解に向けた創意工夫の機会を奪うことにもなりかねない。
- ✓ IP網への移行後の市場環境を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で、接続料規制の撤廃も含め議論すべき。

PSTNからIP網への円滑な移行に向け、「事業者間意識合わせの場」において、現行の接続構成や精算方式を前提とするだけでなく、市場環境の変化を踏まえ、IP網移行後の接続構成やビル&キーブ等を含めた様々な接続料の精算方式等についての議論が行われています。

PSTNからIP網へ移行した後は、

- ・ マイラインサービスの廃止や固定電話発着携帯電話着通話の利用者料金設定権の見直しにより、接続事業者がNTT東西へPSTN接続料を支払うトラヒックが大幅に減少すること
- ・ それ以外のトラヒックについても、対称・対等な関係になる発着二事業者が互いに接続料を支払い合うため、固定事業者間の接続料支払いは相殺されること
- ・ 双方向番号ポータビリティの実現にあたって、PSTNからIP網への移行の趣旨を踏まえ、コストミニマムな実現方法とする観点から、NTT東西のPSTN番号以外の番号はNTT東西のメタルIP電話にポートインしないこと
- ・ 引き続きPSTNサービスの利用者が減少していくこと

といった競争環境や利用状況が変動することを踏まえれば、PSTNの接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響は、ますます小さくなっていくと想定されます。

また、広く普及した技術を用いるIP網は他事業者も構築しています。PSTNからIP網へ移行した後は、他事業者においても当社のIP網の接続料水準の検証が可能となるため、LRIC方式の適用の意義とされている透明性の確保や非効率性の排除等の観点からも、当社にLRIC方式による接続料算定を義務づける意義は更に失われるものと考えております。

したがって、当社のPSTNのみに非対称規制を課すような環境ではなくなることは明らかであると考えます。

そうした中、仮に、既存の規制の延長線上で当社に非対称規制を課し続けた場合、当社以外の事業者との間では不要となる可能性がある複雑な事業者間精算の仕組みを導入することを強いることとなり、その結果、業界全体に不要なコストを課すことになるだけでなく、最適解に向けた創意工夫の機会を奪うことにもなりかねないため、適切でないと考えます。

前回の答申（「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方＜平成27年2月9日付け諮問第1221号＞答申」）では、「今後の見直しの方向性（1）音声通信に係る接続料制度の見直しについて」として、

「NTT東西のPSTNを含めた固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ている。」

「固定電話網及び携帯電話網にビル&キープ方式や長期増分費用方式を導入することについても検討するなど、音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当である。」

との考え方が示されていたことは、上述の環境変化を踏まえたものであったと考えますが、今回の答申案を検討する過程では、そうした議論が尽くされるには至らず、PSTNの接続料水準の抑制に主眼を置いた議論となっていたと認識しております。

当社としては、改めて、音声通信に係る接続料制度全体の在り方について議論し、接続料規制を撤廃（少なくともLRIC方式による接続料算定を廃止）していただきたいと考えます。その際には、PSTNからIP網への移行後を見据えて、業界全体で議論している事業者間精算等に係る議論の内容を、総務省においても十分に尊重していただきたいと考えます。

■意見詳細

頁	該当箇所	当社意見
P31	<p>第2章 長期増分費用方式の適用等</p> <p>2. 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用</p> <p>(3) 主な意見</p> <p>平成31年度以降の接続料算定に用いる長期増分費用モデルについて、NTT東日本・西日本からは、次のとおり、改良IPモデルは適用すべきでないとの意見が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良IPモデルは、GC接続がモデル化されておらず、コスト算定できない等の理由から適用すべきでない。また、実際のネットワークがIP網へ移行する前から、接続料算定方式をIP網へ移行させるのは無理がある。 	<p>当社は、接続政策委員会（第34回）の事業者ヒアリングにおいて、次期適用期間における接続料算定方式に関し、『複数の接続形態が並存し得る期間』ではないことから、IPモデルの採用可能性について、『複数の接続形態が並存し得る期間における対処の必要性』という観点から議論することは適切でないと考えます。」との主張をしたものであり、当社主張を正確に記載していただくため、以下のとおり修正していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良IPモデルは、GC接続がモデル化されておらず、コスト算定できない等の理由から適用すべきでない。また、次期適用期間は、PSTNのIP接続開始前であるため、PSTNにおいて複数の接続形態は並存していないことから、複数の接続形態が並存し得る期間における対処の必要性の観点から改良IPモデルの適用可能性を検討することは不適切。

頁	該当箇所	当社意見
P37 ～ P38	<p>(5) 考え方 (次期適用期間における接続料算定で用いるモデル)</p> <p>ネットワークの費用負担は、ネットワークの効率的な構築や利用を念頭に、余計なコストを負担するものとならないようにすることが適切である。</p> <p>長期増分費用方式は、そのような考え方から「高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して接続料を算定する方式である。よって、当該方式の適用に当たっては、現在の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにとらわれず、現在想定できる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定することが制度の趣旨に適っていることになる。そういった見地からは、長期増分費用方式の適用に当たっては、モデル研究会で新たに策定された改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うこととするのは、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適っていると言える。</p>	<p>LRIC方式は、第一種指定電気通信設備の接続料算定に用いられる算定方式の選択肢の一つに過ぎず、将来原価方式や実績原価方式といった他の接続料算定方式においても、公正競争や透明性・公平性の確保、非効率性の排除は可能です。</p> <p>まして、改良IPモデルは現に提供している接続機能の算定に対応できない等の構造的な課題があるモデルであり、仮に一部であっても改良IPモデルを用いて算定することは、当社の接続料における原価算定を著しく歪なものとするため、改良IPモデルを用いて算定された接続料を適用することは不適切であると考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P38 ～ P39	<p>そのため、IP網を前提とした算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良PSTNモデルを使うが、仮に、改良PSTNモデルによって算定する接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合（指針に基づき行うNTT東日本・西日本の検証結果の報告を受ける総務省において、利用者料金水準と接続料水準の関係が指針の基準を満たしていないと認めた場合。）には、それに代えて、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）へ移行の段階を進めることにより、そういった事態を回避することとする。</p> <p>なお、指針に基づくスタックテストの検証方法については、価格圧搾が構造上あり得る事態を回避するという趣旨に照らして改善すべき点がないか、総務省において検討を行う必要がある。</p>	<p>スタックテストの検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に相応しくないと考えます。</p> <p>そのため、加入電話・ISDN通話料については、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、速やかにスタックテストの検証対象から除外すべきと考えます。</p> <p>仮に、スタックテストの検証対象とされ、利用者料金による収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、当社としては、「不当な競争を引き起こさないと考えた理由」を提示する考えです。その上で、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において競合事業者のサービス提供状況等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠（不当な競争を引き起こすものとならない具体的な差分の額を含む）をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>当社は、その具体的な差分の額を調整するために必要な措置として、利用者料金又は接続料等の水準を調整することになると考えますが、接続料等の水準を調整する場合に、構造的な課題が存在する改良IPモデルとの組み合わせを行うことは当社の原価算定を著しく歪なものとするものであり、不適切であると考えます。</p> <p>したがって、当社としては、改良IPモデルを用いることはせず、その他の方法により対応を行う考えです。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P39 ～ P40	<p>(モデルの組み合わせ方法)</p> <p>そのため、この場合の接続料は、G C接続やI C接続といった通信形態ごとを接続料の単位とし、両モデルにおける対応設備に係る原価を需要で除した単位当たりコストの合計に比率(例えば4対1の場合、改良P S T Nモデルは0.8、改良I Pモデルは0.2)を乗じて求めた値を合計して算定することを基本とする(図表19)。</p> <p>(中略)</p> <p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルの組み合わせによって接続料を設定する場合の接続料単位の扱い等、制度上の考え方については、総務省において制度整備を進める際に改めて示される必要がある。</p>	<p>当社として、改良I Pモデルとの組み合わせを行う考えはありませんが、仮にスタックテストの検証結果が営業費19.9%であった場合において、総務省が営業費20%を確保すべきとしたときには、接続料原価を約1.5億円相当引き下げる必要があるところ、改良P S T Nモデルと改良I Pモデルを最低限組み合わせた場合(4対1)であっても、接続料原価を約80億円相当引き下げることとなり、著しく過大な対応となってしまうため、およそ適切な制度とは言えないものと考えます。本来、こうした具体的な対応方法については、当社に委ねられるべきであり、総務省において、モデルの組み合わせ等の方法を指定することは適切でないと考えます。</p> <p>加えて、接続料制度の整備にあたっては、公正な競争環境の維持はもとより、関係する事業者への影響についても詳細な検討がなされて然るべきところですが、今回は、上述した影響の検証・確認は一切行われておらず、制度の整備に向けた検討としては適切でないと考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P39 ～ P40	<p>(モデルの組み合わせ方法)</p> <p>そのため、この場合の接続料は、G C接続やI C接続といった通信形態ごとを接続料の単位とし、両モデルにおける対応設備に係る原価を需要で除した単位当たりコストの合計に比率(例えば4対1の場合、改良P S T Nモデルは0.8、改良I Pモデルは0.2)を乗じて求めた値を合計して算定することを基本とする(図表19)。</p> <p>(中略)</p> <p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルの組み合わせによって接続料を設定する場合の接続料単位の扱い等、制度上の考え方については、総務省において制度整備を進める際に改めて示される必要がある。</p>	<p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルは、通信形態が同じであっても機能ごとの経由回数が異なります。</p> <p>改良P S T Nモデルと改良I Pモデルの組み合わせによって設定された接続料を用いて精算を行う場合は、毎月それぞれのモデルにおける機能ごとの経由回数をカウントした上で、それぞれのモデルにおける組み合わせ比率を乗じ、それを足し合わせた回数に接続料を乗じることとなります。</p> <p>実際にこのような精算を行うとしても、弊社において精算システムに追加開発が必要になる等、新たな費用が発生します。また、他事業者においても請求額の照合を可能とするための新たなシステム開発や確認作業等に相当の稼働が追加で必要となるなど、混乱が生じるものと考えます。</p> <p>このような点からも、改良P S T Nモデルと改良I Pモデルとの組み合わせを行うことは不適切と考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P49 ～ P51	<p>第3章 NTSコストの扱い</p> <p>2. 平成31年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い</p> <p>(2) 考え方</p> <p>ア 次期適用期間におけるNTSコストの扱い (次期適用期間におけるNTSコストの扱い)</p> <p>次期適用期間においても通信量の減少が見込まれる中、通信量の増減に感応しないNTSコストを接続料原価に含めることは、接続料水準の上昇の主な要因の1つであると考えられる。き線点RT-GC間伝送路コストはあくまでもNTSコストであり、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。これについては、「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」で提言されているユニバーサルサービス制度の検討の後に、現行の当面の措置（き線点RT-GC間伝送路コストの100%を接続料に算入）について、見直しを行うべきである。</p>	<p>き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価に算入した経緯を踏まえると、当該コストを接続料原価より控除することを目的に、ユニバーサルサービス基金制度の見直しを行うためには、社会的なコンセンサスを得る必要があり、直ちに見直すことは容易ではないと考えます。仮に見直しを検討するのであればNTSコストが回収可能となることを前提に、ユニバーサルサービスの検討と現行の当面の措置の見直しについて一体的に検討すべきと考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P61 ～ P63	<p>第5章 接続料算定に用いる入力値の扱い</p> <p>2. 平成31年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い</p> <p>(2) 考え方</p> <p>ア 通信量の扱い</p> <p>「a. 予測値と実績値の乖離幅」については、予測方法「②前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用」が、通信時間及び通信回数ともに予測方法③よりも小さく、予測方法①と比較的近い乖離幅の振幅となっている。</p> <p>また、「b. 当年度通信量との乖離幅」については、予測方法「②前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用」が、通信時間及び通信回数ともに予測方法①よりも小さく、予測方法③よりも大きい乖離幅の水準となっている。</p> <p>3つの予測方法に関して乖離幅の傾向は前回答申時と変わらないことから、平成31年度以降の接続料算定においては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。</p>	<p>「当年度通信量実績」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当年度予測通信量」と比較して、 乖離幅：－1.6～1.8% (G C経由時間における2014年度～2016年度)、 ・「前年度下期と当年度上期の予測通信量」と比較して、 乖離幅：6.0～8.8% (G C経由時間における2014年度～2016年度) <p>となっております。</p> <p>答申(案)で示された「前年度下期と当年度上期の予測通信量」を用いることで、接続料適用年度の適正な需要を用いた接続料算定とならず、「適用年度の予測通信量」を用いた場合と比較して、東西計で約80億円(2016年度)の接続料原価に乖離が発生しています。</p> <p>本来、接続料については、適用年度に要したコストを適切に回収するものであるという観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定することが適切であると考えます。</p>

頁	該当箇所	当社意見
P63	<p>イ その他の入力値の扱い</p> <p>現行の接続料算定における通信量以外を入力値の扱いについては、可能な限り最新のデータを用いることが原則であり、ヒアリング等においても、この点について何らかの見直し等を求める意見は示されなかったこともあり、その運用に、特段の問題点は認められない。</p>	<p>当社からは接続政策委員会（第32回）の事業者ヒアリングにおいて、第6次モデルで採用されたPSTNからIP網への移行の進展を踏まえた償却済み比率を用いた補正について、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れないものと意見提起しており、当社としては、償却済み比率を用いた補正は速やかに取り止めるべきと考えます。</p>
P70	<p>第8章 今後の接続料算定の在り方</p> <p>次々期適用期間以降の固定電話に係る接続料について、仮にその原価の算定においてIP網のみをベースとせずPSTNの要素を使い続けるのであれば、接続料を支払う接続事業者にとっては、より大きな費用負担となる。接続事業者自身がいかに自網のIP化によって効率化を図っても、それによっては、その費用負担は変わらない。PSTN接続料は、通信量の減少に伴い、今後も上昇を続ける可能性があり、接続事業者の費用負担は今後さらに増大していくことが想定される。その中では、ネットワークのIP化や光化等によるさらなる効率化へのインセンティブが十分に働かないおそれがある。これは、接続料の算定に当たってPSTNを要素として使い続ける場合のデメリットであり、留意する必要がある。</p>	<p>効率化の効果は当社の業績に直接反映されることから、効率化へのインセンティブは十分働く仕組みとなっています。現に当社は、効率的な事業運営を実施していくため、これまでも自らPSTNのコスト削減に取り組んできたところであり、今後はPSTNからIP網への移行を行うとしています。</p> <p>IP網への移行にあたっては、加入者交換機等を活用することとしたところですが、これは当社において効率化へのインセンティブが十分に働かないからではなく、現在のお客様の利用環境に極力影響させないよう、利用者利便確保の観点から判断したものです。</p>

意見書

平成 30 年 8 月 22 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDD I 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

メールアドレス

「平成31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」答申（案）関し、
別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見
第 2 章 長期増分費用方式の適用等	
<p>1. IP 網への移行後を見据えた接続料算定</p> <p>1.1. IP 網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用</p> <p>(3) 考え方</p>	<p>IP 網への移行後は、「固定電話の円滑な移行の在り方 一次答申」や「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」で示されているように、他事業者の NGN への依存性は強まること、NGN との接続に関して引き続き、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要があることや、NGN に接続して音声サービスを提供する接続事業者にとって、メタル IP 電話への接続は不可避であることが想定されることから、メタル IP 電話について、その接続形態（発着二者間での直接接続）にかかわらず、接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要性は変わらない、との答申（案）に賛同いたします。</p> <p>また、今後の IP 網への移行における局面についても、接続料算定における公平性・透明性の確保、公正な競争環境の確保の重要性に鑑みて、接続料算定において非効率性の排除とともに公正性・透明性の確保が可能な長期増分費用方式（以下、「LRIC 方式」という。）を適用することの意義は依然として変わらないとする答申（案）に賛同いたします。</p>
<p>1. IP 網への移行後を見据えた接続料算定</p> <p>1.2. IP 網への移行時の接続料算定に関する留意点</p> <p>(3) 考え方</p>	<p>IP 網への移行期間中は現実に 2 つのネットワークが並存しますが、PSTN から IP 網への移行については、技術的要因により切替の順序性等があり、事業者の裁量で自由に切替時期を選択できるわけではありません。このような状況において、PSTN と IP 網それぞれの接続料が異なってしまうと、IP 網へ移行する時期により事業者間で接続料負担の差異が生じ、公平性を確保できません。</p> <p>そのため、答申（案）で示されたとおり、事業者間で接続料負担の差異が生じないようにするための措置、具体的には、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用（接続料算定を長期増分費用方式により行う場合は、コストやトラヒックは合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を切替前後の両方に適用）する措置が必要です。</p>
<p>1. IP 網への移行後を見据えた接続料算定</p> <p>1.3. 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題</p> <p>(3) 考え方</p>	<p>今後、PSTN 接続料が大きく上昇していくことが想定されている中で、PSTN 接続料原価の大きな割合を占める加入者交換機を流用して提供するメタル IP 電話の接続料は、相当に高い水準になることが見込まれることから、競争事業者が電話サービスの提供を継続することが困難となる可能性があります。</p> <p>また、NTT 東・西がメタル IP 電話で 3 分 8 円程度の電話サービスを提供する以上、将来においても公正な競争環境を維持していくためには、NTT 東・西の接続料水準も、各社が 3 分 8 円程度の利用者料金で電話サービスを提供できるような水準である必要があると考えます。</p>

	<p>このような市場環境のもと、将来の競争環境を議論するにあたっては、まずは、NTT 東西のメタル IP 電話に係るコストがどのように推移していくのか、特に大きなコスト課題となる加入者交換機（メタル収容装置）のコスト見通しを早期に明確にする必要があることから、「NTT 東日本・西日本は、メタル IP 電話で用いる設備の内容、メタル IP 電話の接続料原価に相当する実際費用の見通し及びその内訳としてメタル収容装置のコスト見通しをできる限り早期に明確にしていくことが求められる」とする答申（案）に賛同いたします。</p> <p>また、次々期適用期間において IP 網への移行が完了する予定であり、今後は IP 網における接続料算定を検討する必要があります。したがって、接続料算定に LRIC 方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、IP 網に適用するための IP モデルを前提として検討すべきであると考えます。</p> <p>LRIC モデルの見直しにあたっては、答申（案）に示されている通り、適用するサービス・機能の範囲、満たすべき要件等を整理する必要もあるため、考えられる選択肢におけるモデル検討可能性や適用する場合の課題等については、今後、技術的な観点から整理を行い、その上で、将来の公正な競争環境確保のために、どのような適用が相応しいかプライシングの観点も踏まえた検証が必要とする答申（案）に賛同いたします。</p>
<p>2. 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用 (5)考え方</p>	<p>LRIC 方式は、第一種指定電気通信事業者の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにかかわらず、「高度で新しい通信技術を利用した効率的なものとするように新たに構成するものとした場合」の第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して接続料を算定する方式であり、固定電話市場が、次期適用期間中に各事業者間で実際に IP 接続が開始される等、着実に IP 化に向けて進展していること、また、今後の事業者間接続については IP 接続が前提となっていくことを踏まえれば、次期適用期間から改良 IP モデルを適用することが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に合っているものと考えます。</p> <p>その点、答申（案）では、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うことは公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に合っているとする一方、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことから、あくまでも、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良 PSTN モデルを採用するとしたものです。そのため、改良 PSTN モデルによって算定する接続料水準が、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合は、改</p>

	<p>良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせへ移行の段階を進めることにより、そういった事態を回避するとの答申（案）に賛同いたします。</p> <p>なお、スタックテストの検証方法については、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案（平成 30 年 6 月 22 日付け）で示されたとおり、NTT 東・西接続料の調整要否を判断するという観点から、検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除いて検証を行うことが適切であると考えます。</p> <p>具体的には、「加入電話・ISDN 通話料」と「ひかり電話」については、固定電話（OABJ）宛の通話のみを対象として検証が行われることが適当であると考えます。</p>
<p>第 3 章 NTS コストの扱い</p>	
<p>2. 平成 31 年度以降の接続料算定における NTS コストの扱い (2)考え方</p>	<p>き線点 RT-GC 間伝送路コストはあくまでも NTS コストであり、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることから、「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」で提言されているユニバーサルサービス制度の検討の後に、現行の当面の措置（き線点 RT-GC 間伝送路コストの 100%を接続料に算入）について、見直しを行うべき、との答申（案）に賛同いたします。</p>
<p>第 4 章 東西均一接続料の扱い</p>	
<p>2. 平成 31 年度以降の東西均一接続料の扱い (2)考え方</p>	<p>本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものであり、光 IP 電話ではすでに東西別の接続料を設定していることも踏まえれば、PSTN においても、東西別の接続料とすることが基本と考えます。</p> <p>しかしながら、答申（案）に記載のあるとおり、これまで、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT 東・西の接続料を同額とする措置が取られており、次期適用期間において、改良 PSTN モデルの採用に伴い東西別の接続料に是正することは、接続料負担の変動が大きく、東西均一接続料が維持されてきた理由を踏まえれば、当該是正は現実的には困難なものと思われま。</p> <p>次々期適用期間以降については、IP 網における接続料算定の検討になるため、光 IP 電話同様に、原則東西別の接続料を設定することを前提に検討を行い、その上で、適用にあたって、東西均一接続料の要否について、社会的要請やプライシングの観点等も踏まえて検討を行うことが望ましいと考えます。</p>

第 5 章 接続料算定に用いる入力値の扱い	
<p>2. 平成 31 年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い</p> <p>(2)考え方</p> <p>ア 通信量の扱い</p>	<p>接続料算定に用いる通信量の入力値としては、恣意性の排除や継続性・予見性を確保していくことが必要であると考えますので、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当とする答申（案）に賛同いたします。</p> <p>なお、光 IP 電話との IP 接続（2021 年 1 月以降）が開始されると、光 IP 電話との発着信トラフィックが、IGS 接続（PSTN 経由）から IP 接続に切り替わるため、PSTN の IC 経由（中継交換機能）に係るトラフィックが大きく減少することになります。</p> <p>次期適用期間については、現行の「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化」する通信量の算定方法（※）を用いれば当該影響を受けませんが、次々期適用期間については当該影響を受けるため、例えば、加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に対して 1 つの IP モデルを適用（コストやトラフィックはメタル IP 電話/加入電話と光 IP 電話の合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に適用）し、PSTN 網から IP 網への移行影響を排除する形で接続料算定を行う等の検討が必要になると考えます。</p> <p>（※）「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化」する通信量の算定方法（2021 年度接続料算定に用いる入力値の場合）</p> <p>「2020 年度下期 + 2021 年度上期」予測通信量 $= \frac{「2019 年度下期 + 2020 年度上期」実績通信量}{2} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率})$ ※)</p> <p>※ 対前年同期予測増減率は、①2020 年 10 月～12 月の通信量の対前年同期増減率及び②2021 年 1 月～9 月の通信量の対前年同期予測増減率（当該率には、2020 年 4 月～12 月の対前年同期増減率を用いる。）を、通信量における 2019 年 10 月～12 月と 2020 年 1 月～9 月との構成比を用いて加重平均により算定。</p>
<p>2. 平成 31 年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い</p> <p>(2)考え方</p> <p>イ その他の入力値の扱い</p>	<p>光ケーブルの経済的耐用年数については、第七次モデルにおいて、光ケーブル（架空）15.1 年、光ケーブル（地下）21.2 年から、最新の撤去実績等に基づき、架空 17.6 年、地下 23.7 年に見直されていますが、その後も、光ケーブルの経済的耐用年数が延びていることを踏まえ、光ケーブルの経済的耐用年数をモデル見直しのタイミング等にあわせて定期的に見直すことを、引き続き、検討すべきだと考えます。</p> <p>災害対策コストに係る入力値については、既にモデルに反映されている対策項目、実施内容及び対象範囲に係る考え方と整合するものであれば、毎年の入力値見直しにあわせて反映されており、同様に、光ケーブルの経済的耐用年数</p>

	<p>についても、第七次モデルにおいて「撤去実績等に基づき推計を行う現行の方式に基づくことが適当」と整理されていることから、実績取得・推計にかかる作業負荷や効果等を踏まえ、毎年入力値見直しにあわせてとは言わずとも、モデル見直しのタイミング等にあわせて定期的な見直しが必要です。</p> <p>なお、答申（案）に記載があるような、モデル研究会等において、専門的な見地から適宜適切に検討を行う必要がある場合は、「接続料の算定に関する研究会」で検討される加入光ファイバの耐用年数の見直しの状況等も踏まえながら、検討することが必要であると考えます。</p>
第 6 章 PSTN 接続料と光 IP 電話接続料との関係	
<p>2. 平成 31 年度以降における PSTN 接続料と光 IP 電話接続料との関係 (2)考え方</p>	<p>次々期適用期間以降については、答申（案）に記載のあるとおり、メタル IP 電話と光 IP 電話が同じ NGN をコアネットワークとして提供され、音声呼が NTT 東・西の固定網に着信する場合に、メタル IP 電話と光 IP 電話のどちらに着信するかは選択できるものではないことから、別々で接続料を算定することの必要性は小さくなるものと考えます。</p> <p>また、第 2 章の「1.2. IP 網への移行時の接続料算定に関する留意点」で述べられているとおり、IP 網へ移行する時期により事業者間で接続料負担の差異が生じることは公平性の観点から適当ではないため、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用（接続料算定を長期増分費用方式により行う場合は、コストやトラヒックは合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を切替前後の両方に適用）する措置が必要となります。</p> <p>この点、加入電話からメタル IP 電話への移行影響を排除する観点に加えて、第 5 章の「ア 通信量の扱い」に対する当社意見で述べたとおり、光 IP 電話との IP 接続開始に伴う PSTN 接続料への移行影響も排除する観点から、加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に対して 1 つの IP モデルを適用（コストやトラヒックはメタル IP 電話/加入電話と光 IP 電話の合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に適用）する検討が必要になると考えます。</p>
第 7 章 新たな算定方法の適用期間	
<p>2. 新たな算定方法の適用期間 (2)考え方</p>	<p>次期適用期間については、IP 網を前提とした接続料算定に向けた暫定的な措置として改良 PSTN モデルを適用するため、仮に、実際に光 IP 電話の IP 接続が始まる時期を目途として IP 網を前提とした接続料算定に移行する場合には、適用期間は「2 年」が適切であると考えます。</p> <p>一方で、IP 網への移行を見据え、今後は IP 網における接続料算定を検討</p>

	<p>する必要があり、接続料算定に LRIC 方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、IP 網に適用するための IP モデルを新たに検討する必要があることから、この検討には、ある程度の検討期間が必要になることが想定されます。</p> <p>したがって、答申（案）のとおり、次期適用期間を「3 年」とするのは、やむを得ないものと考えますが、次々期適用期間に向けて、この期間中に、IP 網における接続料算定の検討を進めることが必要です。</p>
--	---

第 8 章 今後の接続料算定の在り方

	<p>次期適用期間については、IP 網を前提とした接続料算定に向けた段階的な移行の時期であることから、次々期適用期間以降については、当然に IP 網を前提とした接続料算定を行うべきであり、次期適用期間中に、それに向けた検討を十分に行う必要があります。</p> <p>次々期適用期間以降の接続料算定についても、接続料算定における公平性・透明性の確保、公正な競争環境の確保の重要性に鑑みて、非効率性の排除とともに公正性・透明性の確保が可能な LRIC 方式を適用することが原則であり、その際に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、新たに IP 網に適用するための IP モデルを前提として検討すべきであると考えます。</p> <p>また、検討の際には、答申（案）に記載のあるとおり、メタル IP 電話と光 IP 電話は、コアネットワークを共有する等、それら接続料を別々に算定することの必要性が相対的に小さくなることに加え、第 5 章の「ア 通信量の扱い」及び第 6 章に対する当社意見で述べたように、IP 網へ移行する時期により事業者間で接続料負担の差異が生じることを避けるために、</p> <p>(1) 加入電話からメタル IP 電話への移行に係る接続料負担の公平性の確保 (2) 光 IP 電話との IP 接続開始に伴う接続料負担の公平性の確保</p> <p>を行っていく必要があることから、加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に対して 1 つの IP モデルを適用（コストやトラヒックはメタル IP 電話/加入電話と光 IP 電話の合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に適用）して、PSTN 網から IP 網への移行影響を排除する形で接続料算定を行う等の検討が必要になると考えます。</p>
--	---

以上